◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第375号(H28.11.4)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=6件(10月28日~11月3日分)
- (1) 乗合バスの衝突事故
- (2)乗合バスの車内事故
- (3) 法人タクシーの健康起因による衝突事故
- (4) 法人タクシーの衝突事故
- (5) 法人タクシーの死傷事故
- (6) 法人タクシーと自転車の衝突事故
- 2. ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について【新 着情報】
- 3. 貸切バスの事故防止講習会の開催について(関東運輸局発)【新着情報】
- 4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正について【新着情報】
- 5. 第1回荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイドライン策定ワーキンググループの結果概要について
- 6. タクシー公定幅運賃の見直しについて【新着情報】
- 7. 平成27年度乗合バス事業の収支状況について
- 8.「道路運送法の一部を改正する法律案」を閣議決定
- 9.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案のパブリックコメント募集について
- 10. 旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等のパブリックコメント 募集について
- 11. 車両故障等の緊急時における安全確保について通達を発出(中部運輸局発)
- 12. 高速道路における安全確保の徹底について
- 13.「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について
- 14. 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長について
- 【1. 重大事故等情報=6件】 (10月28日~11月3日分)
- (1)乗合バスの衝突事故
- 10月29日(土)午後1時20分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く

乗合バスが乗客20名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた乗用車 と衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が重傷を負い、バスの乗客と運転者のあわせて 17名が軽傷を負った。

(2)乗合バスの車内事故

10月31日(月)午前10時08分頃、宮城県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客37名を乗せ運行中、隣の車線から当該バスの前方へ車線変更した車両が一時停止したことに気づくのが遅れ、強めのブレーキをかけたため、車内の乗客2名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客の1名が重傷を負い、1名が軽傷を負った。

(3) 法人タクシーの健康起因による衝突事故

10月31日(月)午前5時34分頃、東京都の自動車専用道路において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ走行中、運転者が意識を失い側壁に接触した。

運転者は、病院に救急搬送されたが死亡が確認された。

なお、乗客はシートベルトをしていたため、負傷はしていない模様。

(4) 法人タクシーの衝突事故

10月31日(月)午後2時25分頃、秋田県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、センターラインを越え対向車線に進入したため、対向してきた軽自動車①の右前部と衝突し、さらに後続の軽自動車②と衝突した。

この事故により、タクシーの乗客2名と運転者、軽自動車②の運転者と同乗者の計5名が重傷を負い、軽自動車①の運転者が軽傷を負った。

(5) 法人タクシーの死傷事故

11月1日(火)午後8時15分頃、大阪府の府道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。この事故により、歩行者が死亡した。

(6) 法人タクシーと自転車の衝突事故

11月2日(水)午前8時10分頃、埼玉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、前方左側から対向してきた自転車と衝突した。 この事故により、自転車に乗っていた1名が死亡した。

上記6件の死傷者数計:死亡3名、重傷7名、軽傷19名(速報値)

【 2. ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について】 (新着情報)

今般、平成27年度中の大型自動車(車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス)のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況をとりまとめました。事故件数が4年ぶりに減少したものの、高い水準で発生している状況です。

大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、タイヤ交換 時や日頃の点検時に次の点に注意してください。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000148.html

【3. 貸切バスの事故防止講習会の開催について】(関東運輸局発) (新着情報)

本年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられ、再発防止策が順次実施されているところです。

関東運輸局では、貸切バス輸送の安全確保の徹底をより万全にするため、下記の とおり事故防止講習会を開催することとしましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1611/1101/cs_p161101.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【4.「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正について】

(新着情報)

貸切バス事業の新規許可申請者に対しては、運輸開始までに事業用自動車に対して定期点検整備を実施する計画があることを許可の要件とするとともに、全ての営業所にインターネットに接続されたパソコンを設置することを許可の条件とすることとします。

1. 背景

本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、6月3日に同委員会において総合的な対策がとりまとめられました。

2. 概要

総合的な対策を踏まえ、今後、貸切バス事業に係る制度改正等に関する情報を受け取るためのパソコンの設置を義務付けることとします。

また、本年11月1日から、増車の事前届出の際に増車予定車両の点検整備記録簿の写しの提出を求めることとなったことから、新規許可申請時においても、運輸開始時までに定期点検整備を実施する計画があることを確認することとします。そのため、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正を行うものです。

3. 今後のスケジュール

本通達の施行は、本年12月1日を予定しております。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000252.html

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 【5. 第1回荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイド ライン策定ワーキンググループの結果概要について】 (新着情報)

国土交通省では、10月26日(水)13:30~15:00、中央合同庁舎第2号館共用会議室において「第1回 荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイドライン策定ワーキンググループ」を開催いたしました。

1. 開催の経緯

現在実施している「トラック運送業の生産性向上に係る補正予算事業」(平成27年度補正予算事業)のメニューの一つである「事業の共同化による積載率向上の事例調査」では、荷主やトラック運送事業者が、連携や事業の共同化等を通じて生産性の向上に取り組むためのガイドラインをとりまとめることとしている。今般、ガイドラインの作成に当たって、トラック輸送における専門的な知見を有する立場からの意見を拝聴するため、学識経験者、トラック運送事業者、荷主等を構成員として本ワーキンググループを設置・開催した。今後、本ワーキンググループにおいて、ガイドラインの策定方針、掲載すべき内容等について検討を行うこととしている。

2. 第1回の概要

10月26日(水)に開催した第1回会議では、同事業における調査の進捗状況について報告を行ったほか、ガイドラインの策定方針、構成などについて議論を行い、第2回会議からの本格的な議論に向け関係者間で問題意識の共有を図った。

3. 今後のスケジュール

第2回以降については、公表 (プレスによる頭撮り)を予定している。

- ・ 平成28年11月中旬:第2回開催(ガイドライン骨子に関する意見交換)
- ・ 平成28年12月下旬:第3回開催(ガイドライン骨子に関する意見交換)
- ・ 平成29年1月下旬:第4回開催(ガイドライン取りまとめ、周知方法に関する 意見交換)
- ※平成29年2月以降:全国でセミナーを開催(予定)
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000109.html

【6. タクシー公定幅運賃の見直しについて】

(配信日: H28.10.21)

タクシー運賃については、公定幅運賃制度の導入により、下限割れ運賃を設定しているタクシー車両は徐々に減少しており、過度な運賃競争が是正されてきています。

こうした状況や、大阪高裁等で確定したタクシー運賃変更命令差止請求訴訟に対する判決の趣旨を踏まえ、タクシー利用者の利便性向上等の観点から、下限割れ事業者が存在する地域において、下限割れ事業者の経営実態を考慮しつつ、下限運賃の見直しを行いました。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000250.html

【7. 平成27年度乗合バス事業の収支状況について】

(配信日: H28.10.14)

<全事業者の概況>

〇収 入: 収入については、前年度と比較して1.3%の微増。

〇支 出 : 支出については、前年度と比較して0.5%の微減。

〇経常収支率 : 前年度から1.8ポイント改善して97.0%。黒字事業者は87者 [80]

者〕で、調査対象事業者全体の35.1% [33.3%]。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の248者 [240者])

(注)調査対象事業者数は、ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除き本店 所在地で集計した結果の事業者数を示す。

1. 事業主体別の収支状況等について

- ●民営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ 上昇 (96,0%→97,5%)。
- ●公営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ 上昇 (92.4%→95.1%)。
- ●公営バスの経常収支率(95.1%)が95%を超え、民営バスの経常収支率(97.5%) との差は、15年前と比べ大きく縮小。

2. 大都市部とその他地域について

- ●大都市部の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ 上昇(101.3%→103.2%)。
- ●その他地域の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇(86.8%→88.3%)。
- ●大都市部の経常収支率(103.2%)が、昨年度に引き続き100%を超え、その他地域の経常収支率(88.3%)との差は拡大。

※大都市部(三大都市圏)とは、千葉、武相(東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜(東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海(愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神(大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域))ブロックの集計値。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000249.html

【8.「道路運送法の一部を改正する法律案」を閣議決定】

(配信日: H28.10.14)

本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000247.html

【9.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正 案のパブリックコメント募集について】

(配信日: H28.10.14)

国土交通省では、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のと おり募集致します。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させる ことも検討させて頂きます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

 \rightarrow

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=15516093 4&Mode=0

【10. 旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等のパブリックコメント募集について】

(配信日: H28.10.14)

国土交通省では、旅客自動車運送事業運輸規則、道路運送車両の保安基準、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針等の一部を 改正することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のと おり募集致します。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させる ことも検討させて頂きます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

 \rightarrow

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=15516093 3&Mode=0

【11. 車両故障等の緊急時における安全確保について通達を発出(中部運輸局発)】

(配信日: H28.10.14)

4月22日、岐阜県高山市清見町の東海北陸自動車道上り線飛騨清見 I Cにおいて、エンジンの警告灯が点灯しているにも関わらず、路肩等に停車するなどの適切な安全対策を講じずに運行を継続した結果、エンジンがオーバーヒートの状態となり、車内に白煙が上がるとともに、乗客の足下にある温風吹き出し口から熱せられた不凍液が噴き出し、乗客14名が火傷を負うという事故が発生しました。

エンジンの故障を示す警報装置が作動しているにも関わらず、運行を継続し、乗客に ケガを負わせることはプロドライバーとしての意識の欠如であるとともに、自動車運 送事業者の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、重大事故を防止し、乗客乗員等に死傷者を発生させることがないよう、バス事業者においては、下記の点を参考に運転者を指導されるとともに輸送の安全確保に万全を期されたい。

記

- 1. 警告灯の点灯等、故障や車両の異常を認識した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車させ、適切な安全確保措置を講じることについて、公益社団法人日本バス協会発行の「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を参考にするなどして、運転者を指導すること。
- 2. 必要な安全確保措置を講じた後は、速やかに運行管理者や道路管理者等と連絡を取り、対応について指示を受けるよう、運転者を指導すること。
- 3. 日常点検の重要性を運転者に理解させるとともに、日常点検方法について、再度、 整備管理者から運転者を指導すること。
- 4. 事業者は整備事業者に対して当該事案を知らせ、今後の定期点検等における確実な 点検・整備を依頼すること。

【12. 高速道路における安全確保の徹底について】

(配信日: H28.10.7)

10月2日、愛知県岡崎市駒立町の新東名高速道路上り線において、路肩に停車していた高速乗合バスに大型トラックが追突し、車外に出ていたバスの運転者2名が死亡し、バスの乗客2名とトラック運転者の計3名が軽傷を負うという重大事故が発生したことから、高速道路における安全確保に万全を期すよう、関係団体あて通知しましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02 hh 000267.html

【13.「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について】

(配信日: H28.10.7)

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会にて平成28年度の認定が行われましたので、お知らせいたします。

- 〇 認定年月日 平成28年9月29日(木)
- 平成28年度認定事業者 548事業者 (一ッ星(★) 328社、二ッ星(★★) 105社、三ッ星(★★115社))
- 〇 総認定事業者 1,032事業者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000246.html

【14. 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長について】

(配信日: H28.10.7)

国土交通省は、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域を設定する措置を平成28年9月末まで講じているところですが、最近の需要動向を踏まえ、設定期間を来年3月末まで延長します。

訪日外国人旅行者は、平成28年においても増加しているところです。このため、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応することを目的 として、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年度3月末まで設 定できることといたします。

なお、臨時営業区域を設定している貸切バス事業者は420社(6,894両)で、当該 措置による輸送人員は累計で約150万人となっております (数値はいずれも本 年8月末現在)。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000245.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )
```

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html )
```

【参考】

*自動車局ホームページ

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )
```

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
